

身体障がい者障がい程度等級一覧（1/3）

 の部分が概ね旅客鉄道株式会社等旅客運賃割引の第1種障がい者です。

級別	視覚障がい		聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障がい
			聴覚障がい	平衡機能障がい	
1級	良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				
2級	1. 良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3. 周辺視野角度（I／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3級	1. 良い方の眼の視力が0.04 以上 0.07 以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2. 良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1. 良い方の眼の視力が0.08 以上 0.1 以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）	2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい
5級	1. 良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい	
6級	良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

身体障がい者障がい程度等級一覧（2/3）

の部分が概ね旅客鉄道株式会社等旅客運賃割引の第1種障がい者です。

級別	肢体不自由					
	上肢機能障がい		下肢機能障がい		体幹機能障がい	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
						上肢機能障がい 移動機能障がい
1級	1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの		体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1.両上肢の機能の著しい障がい 2.両上肢のすべての指を欠くもの	3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障がい 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの		1.体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障がい 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの		1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの	2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい		1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障がい 5.一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して、10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの			不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1.両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい		1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの		体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1.一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの		1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障がい			不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1.一上肢の機能の軽度の障がい 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3.一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの		1.両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2.一下肢の機能の軽度の障がい 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの			上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの

身体障がい者障がい程度等級一覧（3/3）

 の部分が概ね旅客鉄道株式会社等旅客運賃割引の第1種障がい者です。

級別	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障がい						
	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
1級	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫の不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- （※7級単独の身体障がい者手帳は交付されません。）
- 備考
- 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1級うえの級とする。
ただし、二つの重複する障がいが特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
 - 肢体不自由においては、7級に該当する障がいが2以上重複する場合は、6級とする。
 - 異なる等級について2以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
 - 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
 - 「指の機能障がい」とは、中手指骨節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。
 - 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって 計測したものをいう。
 - 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。